レクリエーション活動補助について

健康の維持・増進のために、当組合を構成する母体組合が行うレクリエーション活動に対し補助を行います。

○母体組合が独自で行なう場合(事後申請の場合)

- ・対象者 当組合を構成する母体組合に補助します。
- ・補助回数 1母体組合に付き年度内2回まで
- ・補助額 参加組合員数 20名以上50名未満 1回に付き20,000円20名未満 1回に付き10,000円
- ・申請方法 母体組合が申請してください。
- ・そ の 他 補助申請は、活動終了後、参加者名簿を添えて申請してください。 カラオケ、囲碁・将棋や親睦目的の旅行等は対象外です。

○当組合の後援がある場合(事前申請の場合)

上記項目に加え次の補助を行います。

- ・補助条件 当組合の後援事業と明確にすること。(募集用リーフレット等に記載すること)
- ・補助額 上記補助に加え、印刷費等の補助として上記補助金額の半額以内を補助します。
- ・参加記念品 当組合からレクリエーション参加者 (被保険者に限る) に対して健康増進に役立 つ参加記念品を提供します。
- ・講師斡旋等 レクリエーションを健康増進に繋げるため希望により講師を派遣します。 (ただし、派遣する講師については事前に打合せ等が必要となります。) また、自前で講師を依頼する場合は、規定額以内の講師料を補助します。